

## さぬき市まちづくり条例案検討委員会（第4回）会議録

- 1 日 時 平成16年3月19日（金）19時00分～20時40分
- 2 場 所 さぬき市役所3階302会議室
- 3 出席者 委員会委員13名（山崎、近藤、森、谷、真鍋、山下、廣瀬、多田、六車、  
頼富、植村、高橋、堀河）  
まちづくり推進課長、事務局3名（山下、白井、鈴木） 計17名

### 4 会議の要旨

#### （1）開会

##### あいさつ

委 員 長 みなさんこんばんは。公私ともにお忙しいなか、またお疲れのところ夜分遅くお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今から第4回まちづくり条例案検討委員会を開催したいと思います。みなさまには十分にご審議、ご検討を賜りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。この委員会は、委員長が議長をということですので、私の方で議長を務めさせていただきます。

#### （2）議題

##### アンケート結果等について

委 員 長 それでは早速ですが、議題に入らせていただきます。議題1の「検討経過等」について、事務局からご説明申し上げます。

事務局・白井 まず最初に、お手元の資料の方から確認します。まず、資料1は事前配付資料として先週郵送しました、前回、つまり第3回の会議録です。この資料は事前にご自宅で目を通していただいていると考えまして、この場では、この内容で会議録として公表させていただいても良いかどうか、ご承認いただけたらと思います。

委 員 長 それでは、前回のまちづくり条例案検討委員会会議録につきまして、

ご承認を賜りたいと思いますが、ご意見はございませんか。

委員全員 異議なし。承認します。

委員長 それでは、皆様方の方で目を通していただいて、第3回の会議録についてはこれで良いというご承認を賜りましたので、次へ進みます。

事務局・白井 ありがとうございます。それでは、これまでと同様なんです、市のホームページでこの会議録を公開させていただくことにしておりますので、よろしく願います。

つづきまして、その他の資料は本日お配りした資料なんです、一番上が会議の次第でございます。二つ目が資料2、これは3枚ありまして、条例の原案となっております。その次の資料3は、前回に提示させていただいております骨格案を、内容の修正に伴って加工し直したものです。その次は資料5になっていきます。これは条例案策定の流れ、フローチャートです。第1回の時にも同様のものをお渡ししましたが、今回は第4回ということで、案の策定後はどうなっていくのかについて、その流れを説明するために作成したものであります。一番下にありますのが、資料4です。こちらのほうは、資料2のまちづくり基本条例の原案を、前回ご呈示しておりました素案と見比べられるように対照表という形で作っております。

それでは、議題の1が「検討経過等」についてということでございますので、資料5の策定の流れというところからご覧いただきたいと思っております（資料5を、委員公募から第3回委員会まで、流れに沿って説明）。それで今日の第4回検討委員会では、訂正した原案を、これでよいか一条ずつご検討いただきたいと思っております。

ひょっとすると、今日が最終の委員会開催になるかもしれませんし、会の途中で退席しなくてはならない方もいらっしゃると思いますので、今後の流れについても、ここで申し上げておこうかと思っております。今日の委員会で部分的に修正を加える箇所も出てこようかと思っておりますが、それも踏まえて概ねのところ「原案は最終的にこれでいこう」という決定をいただきたいなと思っております。

条文等で、一部修正を加えるべきところについては、事務局のほうで手直しをいたします。それを、委員長と副委員長に今日議題で出た内容のとおり修正されているか確認していただきます。それで、できれば今月末ごろまでに市長に答申できるというのが、形として一番いいかと思っております。

市長への答申につきましては、最終的な条例の案がまとめられている必要があるということ、それと、ある程度こちらで用意させていただきますが、答申書という形で（あることが必要です？）、それを、委員長と副委員長にご足労いただいて、応接室で市長に手渡すという形を取ったらどうだろうかと考えています。ただそれは、事務局サイドで考えてい

ることであって、例えば、委員みなさんにもう一度集まっていたいて、最終的なものをみんなで確認して、それから全員が集まった委員会の席上で市長に手渡すべきだろう...というようなことになるのであれば、それも可能かと思います。その場合、後の作業といえますか、流れが、4月以降に議会に上程ということになりますが、この条例自体は、6月の議会を想定しております。6月の議会はおそらく上旬に始まるのですが、その議会に出す議案は5月の下旬に出す必要があります。それまでの間に、検討委員会で作った条例案を広報誌やホームページ等で公開をして、一旦、市民のみなさんにも考えていただいたり、ご感想をお聞きしたほうがいいのかと考えています。そのための期間は、おそらく4月20日発行の広報で、5月10～15日くらいの締め切りで意見を募集するということになってはいかがでしょうかと思います。その間最終的に、市の内部的なところである政策審議会や部長会などの会議で了解を取ったり、調整を図ったりという作業もあります。

そういった過程も踏まえて、最終の条例案というものが議会に提出されることとなります。議会でその案が審議されて、これでいいと、または一部を直してこれでいこうということになりましたら、次に議決ということになります。そうしたらおそらく、議決の日をもって公布となります。案としては、7月1日施行という形で流れていこうかと思っています。

最終的に公布されましたら、再び広報誌やホームページ等で広く周知していきたいと思えます。流れ的には、こんな感じです。

それで、市長に答申する形をどのようにするかについて、みなさんにお諮りしたいと思えますが...それは条例の中身を見てからの方がいいかと思えますので、最後にお聞きします。

委員長 今、事務局から「議題 検討経過等」について説明がりましたが、この件につきまして何かご意見がありましたら、ご発言を賜りたいと思えます。

(特に発言なし)

それでは、「議題 条例案原案」について、全部の説明が終わってから、総体的なご質問をいただきます。

事務局・白井 それでは、議題 の条例原案について説明をしまいたいと思えます。原案そのものについては、資料2にございます。それで資料3が、その骨格を示すものです。資料2と資料3だけだと、前回から何が変わったのかわかりにくいと思えます。資料4で新旧対照表を用意してありますので、この対照表を基にご覧いただいた方がいいかと思えます。前回の委員会から素案をもう一度見直していくと、細かいところが多いんですが、いろいろと変更箇所がございます。

それでは、前文のところからご説明いたします。(前回の素案から、今回の原案は訂正が3箇所あることを説明)

とりあえず今は、アンケート結果に基づいた前文素案について、いろいろとご意見をいただけたらと思います。

委員全員           先に、訂正箇所だけを説明して。

委員長            条文まで、全部通して読んでください。

事務局・白井        それでは、訂正箇所だけ読み上げていきます。

第1条（目的）、第2条（まちづくりの基本原則）、第3条（市民の権利と責務）には変更箇所はありません。

第4条の見出しは、素案では（コミュニティ組織）としていたのですが、ここはやはり地域に根ざした団体のことを限定して言った方がいいのではないかと思い、原案では（地域コミュニティ）に訂正しました。そして素案では“コミュニティ”という言葉の後に、カッコ書きでその説明をつけていましたが、原案ではそのカッコを外して、まず第1項で地域コミュニティとはについて定義しています。そのため、素案の第4条の第1項をばらした形で原案の第1項と第2項になっています。第3項ではコミュニティに“地域”という言葉を加え、文末の表現を第2項に合わせて訂正しています。

第5条は条文の後半の内容を変更しています。素案では“市民参加のまちづくりを推進するものとする”とあったのですが、これは特に議会だけがすべきことではないので、“…活動するとともに、市民の意思が市政の運営に適切に反映されているか調査し、監視する役割を担うものとする”と変更しています。要するに、議会の役割としては、調査したり監視したりするほうが主になるかと。

第6条の1行目の訂正は、常用漢字でないものをひらがなに訂正したものです。第2項の訂正は、不必要な読点を取ったものです。

第8条（職員の責務）です。素案では第1項、第2項ともに、当たり前のことしか書けてなかったのが、地域の課題解決にあたるという文言を入れた方がいいのではないかと考えまして、第2項に“市民との協働の原則に基づき、積極的に地域の課題解決に当たるよう努めるとともに、”を付け加えたものです。それから、その後の“技能”という言葉、より広い意味を表す“能力”に訂正しています。

第9条は、まず資料の訂正をお願いします。原案の見出しから“基本”という言葉を除いてください。素案の見出しは（総合計画等）でしたが、総合計画は現在進行中ですし、素案の文章では総合計画とその他の計画が見分けづらいので、原案では（計画等の策定）に訂正しております。条文も、かなりシンプルになってしまったんですが“市は、まちづくりに関する計画等を策定しようとするときは、この条例の理念に基づき、その概要を公表し、市民の意見を求めなければならない。”と訂正しました。要は、主体的に市民の意見を聞くということです。

第10条の第1項は、素案では“総合計画に基づいた財政計画を策定し”となっていたのですが。今は行政改革で、交付税やその他のことも先行きが見えない状態ですので、現時点で総合計画に基づいた財政計画を立てると、1年後、2年後には（現状と？）かけ離れたものになってしまう可能性がございます。先日来の議会でも、財政計画は当面の間立てられないという趣旨の答弁もございましたので、財政計画についてはここで言及する必要がないのではないかと。そこで表現を“市は、行財政改革を進めるとともに、”に変更しました。それから第2項の方は、素案では分かりやすいように簡単に書いてあったのを、やはり正確に書くべきであろうということで“予算及び決算の内容並びに財政状況について”と書き換えをしております。

第14条の見出しは、素案では（審議会等の公開）としておりましたが、この表現はわかりにくいと言うことでしたので、（会議の公開）と変えております。また、条文も変えております。第1項と第2項では、言いたいことは一緒なのですが、対象を変えて言い直しています。第1項は議会及び執行機関、第2項は執行機関に置く附属機関及び附属機関に準ずる機関が対象です。これらを二つに分けた理由は、文末で省略して“（以下「附属機関等」という。）”と書いてしまうと、前半の議会や執行機関まで全部、附属機関に含まれるととられてしまう恐れがあるからです。ところで、第3項についてですが…市では今「審議会等の公開」という指針を出しております、この会のような委員会や審議会、会議については、原則として公開し、傍聴規定を設けるなどしています。会議の第1回目は、市長が公開するかどうか決める。第2回目以降は当然、その会の会長や委員長が公開は適当であるかどうかを認めることになっています。ですから、第3項の文頭で“市は”としているのは問題があるのではないかと指摘がありまして… まあ、市の姿勢としては、会議はすべて公開していくことを謳っているものなので、今の段階では第3項文頭の“市は”を残しています。ここは委員のみなさんのご意見もお聞きしたいところです。

第15条は、第14条と連動している条文です。素案の見出しは（委員の公募）としておりましたが、公募するのは委員会の委員だけではないこと、それから第2項では構成について言っているので、原案の見出しは（委員等の公募及び構成）に訂正しました。そして条文中の“審議会等”という言葉も“附属機関等”に変えています。

第16条（市民投票）の素案で“市政に係る”という部分を“まちづくりに関する”に変更しています。

第18条（検討及び見直し）の“この条例の主旨及び目的に照らし”について、…第1条で主旨や目的について述べていけば、ここで対応するのですが、この条例では主旨については対応していないので“この条例の目的に照らし”に変更しております。

変更箇所についての説明は以上です。

委員長            それでは、事務局の方から変更箇所について説明がありましたが、この点につきまして、みなさんのご意見をいただきたいと思っております。

谷委員            えーと、第10条（財政運営と公表）について…。すべてガラス張りということはけっこうですが… “市は、予算及び決算の内容並びに財政状況について、市民にわかりやすく公表しなければならない。”というのは…これは、あまりにも大きいことですよ。（議会の？）委員会でいちいち説明してくれてようやくわかるのに、何も知らない人にポーンと見せて「分かりますか。」と言っても恐らく分からないだろう。それと、市は市民の半分の人が分かれば良いと思っているのか、それとも90%以上の方が分かることが必要と思っているのか…。非常に難しいことですが、捕まらんような表現にしなければ。

事務局・白井        市の財政状況について、わかりやすくするための工夫は、やはり必要だと思います。これについて、何か条例は出ているのでしょうか。

谷委員            まだ見ていないが、条例で出ている。

事務局長            ちょっと変えた、改正されたものが出ている。

事務局・山下        予算については、市に分厚い予算書があってですね、そこには事細かに、予算の使い道が書いてあるのですが…その細かいものを市民のみなさんに逐一報告することも大切なんですが、それをすると細かすぎて、逆に何をしているのかわかりにくくなります。ですから、今は市が広報誌で予算の概要や配分、力点を置いているところ、そういった考え方を説明しています。しかしもっと、わかりやすいようにしていきたいと思います。

谷委員            まあ、（公表するのは？）あの程度（広報？）やな。

事務局・山下        それと、決算についても「この事業にこれだけ使いました」とか、「一人当たりの借金はこれだけです」とか、そういったポイントを押さえて説明したいと思います。

谷委員            今までの広報の仕方から、ちょっと、こうね（改良して？）

事務局・白井        広報だけで公開していくのは大変ですので…興味のない方もいらっしゃるし。財政状況について見たい方向けに、財政課等で「予算の見方」のパンフレットの的なものを作っていければと思います。

事務局・山下        ホームページでやる方法もあるね。

事務局・白井           しかしホームページは文量が多くなったら見にくいかと。

近藤委員            財政状況に特別に関心のある人が（公開されたものを見て？）きっかけを掴めたら、もう分かりやすいと解釈していいんじゃないかな。広報での公開は今と同じ程度にしておいて、さらに細かい内訳を知りたい人があれば、その人だけに見せればいいから。

事務局長            今までも市は予算の状況を公開しているから、見ようと思えば見られる。ただ、今までのように「掲示板に貼り付けてあるから、見ろ。」と言うのでは不親切なので、見たい人には積極的お見せしましょう。市の財政状況については、ぜひ知っていただきますように。

谷委員               でも、款・項・まで見せろと言われたら、困るで。

山崎委員            今まで広報で公開しているものを見て、おかしいじゃないかとか、こんなんじゃないわがりにくいとか、もっと細かくとか、そういう意見はないんですよ。

事務局               ないです。

谷委員               財政状況については、質問されたら明細まで詳しく教える、と…。それと、第15条（委員等の公募及び構成）について。第2項で、附属機関等を構成する男女の比率について書かれているが、これは、男女共同参画を早く進めなさいというだけで、男女半々にするなど、具体的な数値は入れないのですね。

事務局・白井       委員の男女比率の具体的な数値については、それぞれの附属機関個別の判断に委ねます。“他の附属機関等との重複等を考慮し”と関係してくるのですが、例えば、ある団体の代表者が掛け持ちできる委員は3つまでと厳格に決めているところ（自治体？）もあるんですが、それをすると、今度は当て職の関係で「どうしてもこの人に」という場合、逆に委員の構成に制約がかかることもありますので。

谷委員               当て職は、その団体の代表者だから、自然とそうになってしまう。しかたない面もある。

事務局・白井       その辺は考慮した上で、これからは何でもかんでも当て職で団体の代表者にもっていく、というのは止めて、今後は段階的にやっていく…その程度でいいと思

う。委員は幅広い人材から公募する...参加する機会を広く設ける...というような意味合いが出ればと。

谷委員                    それといいですか、第9条（計画等の策定）について...見出しが“基本計画等”という言葉では、都合が悪いのですか。

事務局・白井            何回か書き直してこの形になっていますが...。では素案の第9条（総合計画等）も合わせてご覧ください。今、総合計画は基本構想ができたところなんです、それを基に、これからの16年度で基本計画を作っていきます。それは総合計画としての基本計画であって、当然、個々のセクションに分かれた、それぞれの基本計画というのがありますし、一体どの基本計画のことを指しているのかが分かりづらい。そこで、どう捉えたらいいのかわからない表現は避けた方がいいだろうということです。

谷委員                    だけどこれ、“総合”という言葉も“基本”という言葉も無くして、“計画等の策定”だけでは、条文で“市民の意見を求めなければならない”と立派なことを書いているのに、見出しが何だか...

事務局・白井            あえて入れるとすれば、“基本的な”でしょうか。ところで、あるところで言われたのですが、“等”って、何が入るのでしょかと。

事務局長                紛らわしいから、“等”を取って“まちづくりに関する基本的な計画”にしよう。基本計画については、総合計画以外のものも、個別の法で策定しなければなりません。例えば「老人保健福祉計画」など...。例えその計画の名称が「なんとかプラン」であっても、計画は計画だから、市民の意見を聞いて作るのが当然です。だから、第9条の見出しと条文の内容を“基本的な計画”と訂正しよう。何が基本なのかに曖昧なところが残るのだけれども。

事務局・白井            ほとんどの計画がまちづくりに引っかかってくる。

事務局長                ほとんどの計画が含まれるとして、例えば、小さな市道修繕計画のようなものは違いますよと。ただし、市内全体の道路ネットワークのような大事なものは基本的な計画に含まれますよと。基本的な計画には、福祉であろうが、教育であろうが、交通や道路の整備であろうが、ほとんどすべてが含まれます。

事務局・白井            そしたら、見出しは“基本的な計画の策定”で、条文は“基本的な計画を策定しよう...”に訂正するというのでよいですか。



事務局長 “基本計画”だと総合計画の一部を成すという誤解を招くおそれがあるから。ここはあえて“基本的な計画の策定”で。

谷委員 まあ、これ(まちづくり条例?)は大事だからなあ。憲法みたいなものですね。

事務局・白井 では“基本的な計画の策定”でよろしいでしょうか。

委員全員 (うなづく)

委員長 他にご意見を賜りたいと思います。

堀河委員 第7条の第3項ですが...“能力向上に努め「ら」なければ...”になっています。

事務局・白井 文字の打ち間違いです。資料2の第7条第3項にも「ら」が入っているので、削除をお願いします。ご指摘ありがとうございます。

植村委員 フォーマットについてなんですけど、これはよく見る書式なんですけど。第6条といえば、市の役割と責務ですが。

事務局・白井 法律でも条令でもそうなんですけど、一定の決めごとのもとにつくることになっています。いろんな人がいろんな作り方をすると、解釈がばらばらになってしまい、条例としてはまずいので。市が条例を作る場合は、手引き的なものがありまして、すべてそれに則ってやる必要があります。第 条という条文の上には、その条文の中身を要約した見出しを付けなければなりません。また、第1項というのは頭に数字はつけません。第2項から数字を振ります。

事務局長 概ね、昭和22年10月以降に制定された日本の法律・制令その他には、見出しが付いているのが原則です。つける必要がないのは、たった1条からなるような条例や法律です。今の植村委員の質問で気がつきましたが、(議会の役割)というのと(市の役割と責務)というのは、条文の順番が逆だな。「市」というのは議会も市長も含む全般を指すのだから、こちらを先に持って来ないと。まず市があって、次に議会があって、執行機関である市長があって、職員がある。だから第5条と第6条の順番は入れ替える。

事務局・白井            そのように改めます。

委員 長                第5条と第6条の順番を入れ替える、ということですが。特に何かありますか。

委員全員                ありません。

委員 長                それではみなさんにお諮りします。この原案に今の話し合いのとおり訂正を加えるとして、ご承認いただけますか。

委員全員                異議なし。

委員 長                それでは、みなさまから原案についてご承認いただいたものとします。

事務局・白井            ありがとうございます。後になりましたが、一点だけ申し上げておかなければならないことがあります。第12条(情報共有と説明責任)第1項です。“積極的に公開し、市民に提供しなければならない”と言い切っていますが...何でもかんでも出さなくてはいけないと解釈されかねないのではないかと...。逆に、第13条では(個人情報保護)となっておりますので、この辺ちょっと、整合性が図れていないのではないかと指摘がありました。そこで、今日は間に合わなかったのですが、第12条に但し書きで例外規定のようなものを入れておく必要があるのではないかと思います。委員のみなさんの検討していただいて、あとでご意見を聞かせていただけたらと思います。最高法規である、まちづくり基本条例を盾に「情報公開するのが当然だろう」と言われたときに問題が生じないように、逃げ道というか、情報公開を制限する但し書きを入れておくべきだろうという話を(市の内部から?)いただいております。

谷委員                第14条第3項にも“市は、...会議を公開することが適当でない認められるときは、公開を制限することができるものとする。”とあるように、当然のことだ。しかし市民としては、もう少しこう...。制限ばかりして、市長が「これはいかん」と考えたら情報公開をさっと止めるようでは、うまげに書いているけど、最後の一文で跳ね返されてしまう。

事務局・白井            原則的に情報を公開するのですが、それをもし、悪く取られた場合に対抗する手段がないのでは...。それで問題になっては困りますので。

谷委員                何もかも公開はできんし。

事務局・山下 さぬき市にも情報公開条例というのがあります。その中では公開できないものとして、例えば、まだ計画立案段階にあって決裁の済んでいないもの、内部の意思決定が済んでいないものについては公開しないということになっています。そういうことが、まちづくり条例のこの条文に抵触してきます。

谷委員 市が何かを計画する場合、全部オープンにしたら、怖くて計画できなくなるよね。

事務局・山下 意見は広く求めなければいけないのですが。住民説明会などはしていかななくてははいけませんね。

谷委員 要は、個人の利害関係が発生する場合は、情報公開は出せません、ということだな。

山崎委員 第14条（会議の公開）第3項に書いてあるような制限を、第12条（情報共有と説明責任）にも書いたらいい。

事務局・白井 それに近い形で、その部分だけ追加させていただけたら。

委員長 第12条について、今のご承認いただけますか。何もかも全部公開するというのは、ちょっと...

山崎委員 （第12条第1項の）“市民に提供しなければならない”というのは、ちょっと強すぎるわな。

委員長 条文のなかには、われわれも分かっているようで、分からない文面も多々あるんですよ。よく詰めていくと、あちこち関連して...

事務局・白井 分かりやすい表現にしようとする、やはり抜けが出てくる。そこで正確に書こうとすると、わかりにくい。...といった板挟みで、工夫しておりますが、難しい。

委員長 まあ概ね、委員のみなさんのご承認を賜ったということで。

事務局・白井 ありがとうございます。

事務局長            それでは、今ご発言いただいた意見を参考に条例案を修正し、差し替えたもので、委員長と副委員長に見ていただいてよしとするか、それとも、委員会をもう一度開くか決めていただけますか。

委員長            事務局長が申しておりますように、原案を修正したものについて、委員全員が目を通すために、もう一度委員会を開くかどうかについて...どうしますか。

事務局・白井        ここで、高橋委員が遅れて来られましたので、説明をしておきましょうか。

委員長            では、暫時休憩いたします。

.....

委員長            それでは、先ほどの続きですが、もう1回、皆様方に集まっていたかどうか、それとも当方にお任せいただくか、その件につきましてお諮りしたいと思います。

谷委員            みなさんにお諮りするまえに、私の意見ですが...森委員長と、山下副委員長に一任します。それで、私たちにはできあがった条例を、郵送してください。この私の意見でいいかどうか、みなさんにお諮りしてください。

委員全員           賛成。

山崎委員           第5条と第6条を入れ替えたり、第12条に制限を加えたり、数カ所だけですからね。

谷委員            事務局と委員長、副委員長を信頼しています。今からこの案をがらっと変えることはしないでしょう。

委員長            それでは、谷委員からご提案いただいたことについて、採決を取ります。谷委員の提案に賛同する方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)では、委員全員の挙手をいただきましたので、原案の承認については委員長と副委員長に一任ということにします。ありがとうございました。

事務局長            それでは、そのようにいたします。しかし、もしも今回で議論してい

いただいたこと以外で、訂正などの何か重要なことがありましたら、委員長にお願いして、みなさんにもう一度集まってもらっても構いません。何もなければ、原案の修正を委員長と副委員長に見ていただいて、ご了承をいただいたら、市長にこの委員会としての答申として提出すると。

事務局・白井 流れとしましては、来週中に（案の？）取りまとめをしたいと思います。それで...どうでしょうか、委員長さんたちに見ていただいてから、（インターネットに？）流した方がいいですか。

事務局長 委員長と副委員長に見ていただいて間違いがなかったら、答申して、みなさんに流すと。

事務局・白井 では、委員長と副委員長に見ていただく日程はまた、ご連絡さしあげて相談します。できれば、3月末までに答申をしたいと思いますが...間に合わないかな。

事務局長 4月の半ばくらいまでには（答申する？）、せっかくケーブルテレビがあるし、ニュースとして大きく取り上げましょう。

事務局・白井 案を修正し、委員長と副委員長に見ていただいたものを、一旦みなさんにお送りして、しばらく時間をおいてから4月の上旬から中旬くらいに...

事務局長 ...答申するのか。委員長・副委員長と、市長・助役の日程を調整して。

委員長 ところが、こちらの日程も一杯で、1週間ほど前にいわれたのでは、なかなか合う日がなくて、難しいかもしれない。

それでは、議題3、その他はありますか。

廣瀬委員 ちょっといいですか。以前にもお答えいただいたかもしれないのですが、ちょっと確認したいことが...さぬき市としての、まちづくり基本条例の位置づけはどうなっているのでしょうか。まちづくり基本条例が、まず一番にあって、他の課などがつくると。そういう位置づけと考えると、そういう位置づけと考えるとよろしいでしょうか。

事務局・白井 そうですね。第17条（条例の位置付け）で“市のまちづくりにおける最高規範であり...”としています。ただし、この条例はまだ案の段階で、交付も施行もされていません。最短で考えて、交付・施行は7月1日です。この条例が施行された後は、当然、この条例の基本理念に則って条例や規則、計画、プランを立てるよう、市の内部で

も周知徹底していきます。

廣瀬委員           そうすると、今、この条例と平行して各課で策定中のプランなどは、この条例の施行前だから、この条例の基本理念には則っていない、それを認める...ということになりますよね。

事務局・白井       則っていないですね...今この条例は、まだ施行されていませんから。7月1日以降に施行されたら、周知徹底していきます。

廣瀬委員           私も、この条例の第15条で書かれているように、いろんな会議に構成員として重複して出て、計画やプランを策定しているのですが...それぞれの会議で作っている案に、この条例と同じような項目があるんですね。“委員等の公募”であったり、“情報の公開”であったり。その結果、会議によって、同じような項目であっても、内容が違って、統一が取れてないと思うんですよ。

事務局・白井       今いろんな会議に重複して出席しているからといって、急に委嘱されている委員を変えるわけにはいかないですから、任期が終わるときには、次は公募の委員を増やそうとか、男女の比率を変えようとか、今はできていないことでも、次からはできることから条例に沿ってやっていくと。改めて（条例の意味を？）考える意味もありますし。

また、この条例が出ると、当然、いま平行して制定中の条例などに影響を与えるようになります。いろんな意見が出てくるとは思いますが、その辺は、ある程度柔軟に対応するというほうが、この条例の主旨が生きてくると、現段階では考えています。

事務局長           それとあの...みなさまに集まっていたいて作り上げた条例案ですが、市長に答申するにあたって、一字一句このとおりになるとは約束できません。この委員会としては、これで市長に答申するのだけれども、条例の提案をするのは市長であって、市長が独自の判断で「ここは不適切だ。違う言葉にしたい。」と思えば、議会に提出する条例案に手を加える可能性はあります。また、議会が条例を議決するに当たって、議会からも修正が加えられる可能性もありうるということです。

事務局・白井       せっかくここで議論したことが生かされないのでは、つまらないではないか、という話になってきますが...そこで、この委員会で答申した案を、広報やホームページ等で公開します。そうすることによって、原案が市の内部や議会で調整されるときに、どう変わったのかを比べられるし。それに、案を公開しておく、修正を加えるときはそれなりの理由が必要になるから、下手にさわれなくなりますし。案を勝手に変えられ

ないようブレーキをかけるためにも、案を公表していくべきだろうと思います。

委員長 原則が変わったとなったら...何のためにみんな集まって...

事務局長 原則は変わりません。この案から後退することはありません。

谷委員 これは、議会の総務常任委員会で扱われるのですか。

事務局長 おそらく、総務常任委員会に付託される可能性が高いですね。

谷委員 総務常任委員会の委員さんたちなら、多分、変更は加えないと思う。

委員長 うん、さわらないと思う。

山崎委員 しかし、国会ではだいぶん、さわられるからなあ。

事務局長 第16条(市民投票)については「わざわざ書く必要があるのか。」くらいは言われるかもしれませんな。

事務局・白井 原案について、質問はいろいろとされるでしょうね。

委員長 質問があったとしても、この委員会で十分に検討されたことだからな。

山崎委員 委員長が議会に呼ばれて、質問に答弁しなければならないことはないでしょ。

近藤委員 原案を通してくれるといいけどな。

事務局・白井 原案を広報などに公表するにあたって、可能であれば、各条文の後に解説をつけて出した方がいいかと思っています。できるかどうか分かりませんが、なるべく分かりやすく。条例の文章というのは取っつきにくいけれど、条文と条文の間に解説を挟んでみると、少しは読んでくれるかと思って....。

委員長 その他は、特にありませんか。それでは閉会しよう。閉会のあいさつを、山下副委員長にお願いします。

副委員長            9月から私たちが集まって検討した結果、私たちにとっては十分なまちづくり条例案ができたと思います。今後は、この条例案が答申された後、できるだけ原案のままで条例として制定されることを願って、今日の会議を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

「以上」